

#### JR東海労大阪仕業検査車両所分会

No.119 2015. 3.18 発行責任者 松本 幸一

発行責任者 相編集責任者 帮

教宣部

# 『Sカード』を、胸ポケットに入れなさい!

## 丹藤助役!そんな「業務指示」は通用しないですよ!

3月3日、大阪仕業検査車両所で仕業検査の客室検査を終えた組合員が、床下検査を終えた担当者から紐付き収納ケースに入った『Sカード』を引き継ぎ、いつもの様に首に掛けたところ、突然、丹藤助役は『Sカード』収納ケースを胸ポケットに入れるように言いました。

#### 『Sカード』収納ケースを胸ポケットに

#### 入れないことは非違行為ですか?

組合員は、あまりにも唐突なことを言われるので、理由を聞くと丹藤助役は、「落とすといけないから」と応えました。でも、それって「落とすといけないから」首に掛けるようになっているのではないですか。ひょっとして、丹藤助役は自分の思うことが常に正しいという「自己中」な人なんですか。まさか『Sカード』をポケットに入れないことが非違行為になるなんて言いませんよね。

#### 何と!丹藤助役は、「業務指示」を発したのです!

ところが、この組合員が詰所に帰り、次の仕業検査の準備のためにチェックシートを書いていると、またも突然に「『Sカード』をポケットに入れなさい、これは業務指示です。」と自己中的な「業務指示」を発したのです。おいおい、それはないでしょ!お代官様!みんな丹藤助役の言動に呆れていますよ。お仲間の助役たちからも。そんなデタラメな業務指示を言うから職場から浮いちゃうんですよ。

### 強権的な職場管理を許すな!

このように丹藤助役は、なにがなんでも従うようにムリヤリ「業務指示」で社員を縛ろうとしています。皆さんどう思いますか。しかし、現場管理者が「業務指示に従わない反抗的な社員」として報告すればボーナスカット理由になってしまうのです。そんな管理者の点数稼ぎの踏み台にされてはたまったものではありません。

おかしいことには、おかしいともの言える職場にしていきましょう。